

漏水調査業務 委託仕様書

1 一般事項

1. 適用範囲 本仕様書は、鳴門市企業局が委託する漏水調査業務に適用する。
2. 法令等の遵守 受託者は、契約書条項を遵守し施工すると共に、業務従事者を定め、その者の経験、経歴、作業内容を明確にした書類を提出し、企業局の承認を得ること。
3. 業務の変更 本業務の工期内において、緊急漏水またはその他事情により漏水調査の地域及び内容等に変更が生じる場合は、監督員の指示に従うこと。
4. 調査区域 計画調査区域（別添図面参照）及び局が定める区域とする。
5. 作業工程 受託者は契約完了後、速やかに実施工程等について監督員と協議すること。

2 漏水調査

1. 本作業は、設計図書に明記した区域内の送配水管及び給水装置の漏水調査をおこなうものである。
2. 委託者は、業務従事者全員の身分証明書を発行し、かつ必要数の腕章を受託者に貸与する。受託者は善良な管理者の注意をもって委託期間中これらを管理しなければならない。
3. 調査作業中は、企業局発行の身分証明書及び腕章を必ず携帯して、企業局委託の漏水調査員であることを明らかにしなければならない。
4. 調査作業中に私有地内に立ち入るときは、あらかじめその管理者に承認を得なければならない。
5. 現場下見調査は、調査区域の送配水管・給水管図面（図面は別途貸与する 1/500 配管平面図によるものとする。）と現地の管路・弁栓類の位置確認を行うものである。また、管種・埋設深度・地形及び調査作業の障害の有無等も同時に確認し、調査対象となる水道の施設全般を把握し、その結果を監督員に報告する。
6. 水圧測定は委託者から指定された既設消火栓を活用し、自記録水圧計を用いて 24 時間の水圧変動を測定するものである。作業に当たっては、事前に消防署との協議を必要とする。
7. 戸別音聴調査は、調査区域内各戸の止水栓及び量水器を調査対象とし、音聴棒等を用いて漏水音を発見するものである。発見個所をスプレー等でマーキングする場合は、家屋等に十分留意する。
8. 弁栓音聴調査は、仕切弁・消火栓等の管路附属施設を対象とし、音聴棒等を用いて漏水音を発見するものである。
9. 路面音聴調査は、原則として 22 時～5 時までの間に送配水管路を漏水探知機等を用いて漏水音を探知するものである。

- 1 0. 大口径管相関調査は、大口径相関式漏水探索器等を用いて調査し、漏水個所を確定するものである。
- 1 1. 確認調査は、音聴調査及び相関調査で発見した漏水音発生個所をボーリングバーを用いて調査し、漏水個所を確定するものである。
- 1 2. 調査中異常な漏水音を発見したときは、速やかに漏水位置を確認の上、報告書を提出すること。
- 1 3. 宅地内で給水装置が漏水している場合は、メータまで漏水調査を行うことを原則とする。また、建物床下等で漏水し調査が不可能な場合は、漏水調査票にその旨を記入し提出すること。
- 1 4. 作業日報は日毎作成し、翌日監督員に提出すること。漏水調査票については、詳細に記入し位置図(住宅地図の写し)とともに速やかに提出すること。
- 1 5. 漏水調査票提出後、配水管からメータまでは局にて修理を行うが、修理時に調査員の立会いを要することがある。また、修理後に漏水音がある場合は、速やかに再調査を行うこと。
- 1 6. 調査完了後に局にて再調査を必要と認めた場合は、監督員の指示に従い、速やかに再調査を行うこと。
- 1 7. 調査が完了後、速やかに局発行の身分証明書を返却すること。
- 1 8. 調査資料に基づき、漏水調査報告書2部(作業日報・写真含む)・図面1部・電子データ(CD-R)を作成し提出すること。なお、漏水調査報告書作成内容については事前に監督員と十分協議を行うこと。

以 上